

事務所だより

第17号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

出産手当金

産前産後休暇の
給と補てんに

出産のため仕事を休み給与が受けられないときには、その間の給与の保障を一部補てんする役割をする制度があります。この制度を「出産手当金」といいます。健康保険の被保険者（働いている本人）であれば、たとえ事業主であっても出産手当金を受給することができます。出産手当金は、出産する本人のみ受給できる手当金です。妻の出産に立ち会った夫自身が受給することはできません。

受給のための二つの条件

出産手当金を受給するためには、二つの条件を満たさなければなりません。

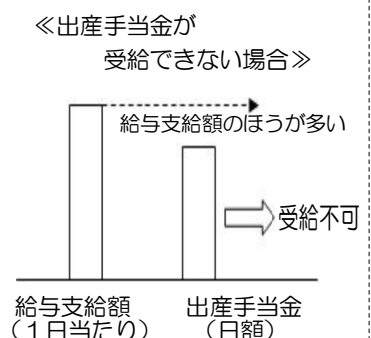
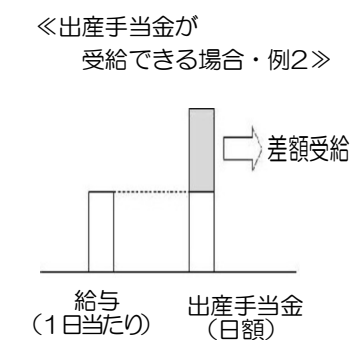
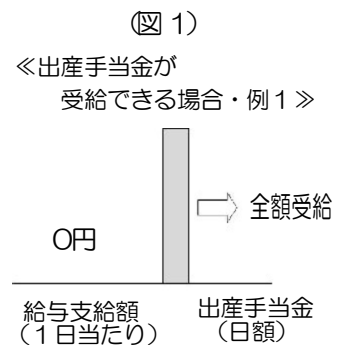
それらは、次のとおりです。
・妊娠四か月（八五日）以上の出産であること。早産、死産、流産であるかどうかは問いません。

・給与がゼロか相当減額していること。ただし、休んでいる間に給与の一部を受け取っても、出産手当金よりも少なければ、差額が支給されます（図1）。

条件を満たせば、原則として1日につき標準報酬月額（標準報酬月額の三〇分の一）の三分の二相当額を受給することができます。

出産予定日より遅れたときは

出産手当金は、出産日より前四二日（多胎妊娠の場合は九八日）から出産日後五六日まで

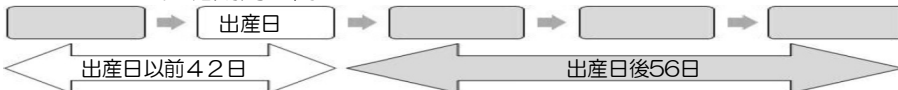


産前産後休業中に退職しても

出産して育児休業取得後に復職予定でいたのにもかかわらず、やむなく退職するケースがあります。出産手当金は、次の条件を満たせば、退職しても受給することができます（図3）。ただし、出産手当金を日額三六二二円以上受給している期間は、健康保険被扶養者および厚生年金保険第3号被保険者になることができます。

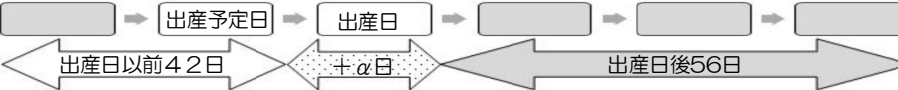
次回は、埋葬料（費）について掲載いたします。

「< 出産手当金受給期間・例1 >」



(図2)

「< 出産手当金受給期間・例2 >」



(図3)

- ① 退職日までに継続して1年以上の被保険者期間があること
- ② 退職日に出勤していないこと
- ③ 出産日以前42日の一部が在職期間と重複していること

メールでご相談の方

メールアドレス
k-fujita@k-fujita-sr.com

FAXでご相談の方

FAX番号
075 (571)8611

お客様の個人情報、個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。

★ ★ センターに
行く時間が無い方
遠くへ行けない方
ぜひご利用下さい

年金事務所や年金相談

無料相談受付中

「ねんきん」

京都府の最低賃金が公示されました

京都府は「10円増し」!

現在、京都府では生活保護受給額が最低賃金を上回っています。生活保護受給額との整合性を図るため、今回でその差を解消することを決定しました。京都府下にある事業所で就労する際に支払われる賃金額の最低限度は、今年一〇月一七日より現行の時間額七二九円から七四九円に改定される予定です（特定の産業には別途、産業別最低賃金が定められています）。昨年と比較すると二〇円増となっています。

最低賃金の対象となる賃金は?

この最低賃金の対象となる賃金には、毎月支払われる基本給はもちろん、各諸手当も対象となります。ただし、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は対象外です。また、残業代や賞与も対象外となります。

二年連続での賃金

引き上げで…

売上げも回復しないままで、賃金だけを引き上げることは、まさに企業の経営状況を悪化させる要因なのかもしれません。しかし、今回は、働くことへの意欲を高める意味合い

を強めていると考えられます。一部の労働者だけに利益が還元されていたとしても、大半の労働者が低賃金であれば結果的に消費や景気の回復は望めないでしょう。



Q 当社の社員が、今月末の退職と合わせて「残りの有給休暇を消化したい」と言ってきました。有給休暇を取得させると、退職日まで数日しか出勤する日がなく、業務の引継ぎに支障があります。拒否することはできますか。

退職予定者の有給休暇

A いつ、どのように有給休暇を利用するかは労働者の自由であり、会社が一方的に制約することはできないとされています。ただ、労働者の意向だけで有給休暇が取得されたのでは会社の業務が滞ることが考えられます。

そこで、使用者は有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならないとしながらも、請求された時季に有給休暇を与えることが『事業の正常な運営を妨げる場合』には、他の時季に変更して与えることができるとしています。

しかし、退職予定者に対しては、会社を退職したあとに有給休暇を与えることができません。残った有給休暇を退職までの勤務日に充てたいといわれた場合、指定日のかわりになる日がないときは、時季変更できないため、拒否することはできません。

質問のように、業務の引継ぎ等の必要性からどうしても出勤してほしいという場合には、あくまで退職予定者の同意を前提に、消化できなかった有給休暇を買い上げることも差し支えありません。

十月の労務手続 「提出先・納付先」

一〇日

・雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

・労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

三十一日

・労働者死傷病報告の提出（休業4日未満、七月～九月分）
「労働基準監督署」

・労働保険料の納付（延納第二期分）
「郵便局または銀行」

・健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」

・日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「社会保険事務所」
・労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

日中の暑さも少しは和らいできた頃でしょうか。今年は、夏の記録的な猛暑に加え、夏風の進路にも異変が起こりました。なんとなく日本の四季が薄れているように感じるのは、気のせいでしょうか。

(きん)

藤田社会保険労務士事務所

京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

E-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com